明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

（計測制御系統施設）

第十四条　特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設には、その設備の機能の喪失、誤操作その他の要因により特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全性を著しく損なうおそれが生じたとき、次条第一項第二号の放射性物質の濃度若しくは同項第四号に規定する線量当量が著しく上昇したとき又は液体状の放射性廃棄物の廃棄施設から液体状の放射性物質が著しく漏えいするおそれが生じたときに、これらを確実に検知して速やかに警報する設備を施設しなければならない。

2　特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設には、その設備の機能の喪失、誤操作その他の要因により特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全性を著しく損なうおそれが生じたときに、放射性廃棄物を限定された区域に閉じ込める能力の維持又は火災若しくは爆発の防止のための設備を速やかに作動させる必要がある場合には、当該設備の作動を速やかに、かつ、自動的に開始させる回路を施設しなければならない。

（予備電源）

第十六条　特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、監視設備その他必要な設備に使用することができる予備電源を施設しなければならない。

（通信連絡設備等）

第十七条　［1・2　略］

3　特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設には、事業所内の人の退避のための設備を施設しなければならない。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

別表第四　加工施設、再処理施設、特定廃棄物埋設施設及び特定廃棄物管理施設の溶接の技術基準に関する規則の一部改正に関する表（第一条関係）

改正後	改正前
加工施設、再処理施設、特定第一種廃棄物埋設施設及び特定廃棄物管理施設の溶接の技術基準に関する規則	加工施設、再処理施設、特定廃棄物埋設施設及び特定廃棄物管理施設の溶接の技術基準に関する規則
目次 第一章　［略］ 第二章　［略］ 第三章　［略］ 第四章　特定第一種廃棄物埋設施設及び特定廃棄物管理施設（第十五条） 附則	目次 第一章　［同上］ 第二章　［同上］ 第三章　［同上］ 第四章　特定廃棄物埋設施設及び特定廃棄物管理施設（第十五条） 附則
（定義） **第一条**　［略］ 2　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 ［一～二十四　略］ 二十五　「廃棄第一種機器」とは、特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設に属する容器又は管であって、ダクト以外のものをいう。 ［二十六・二十七　略］ 二十八　「廃棄第二種管」とは、特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設に属する管のうち、ダクトをいう。	（定義） **第一条**　［同上］ 2　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 ［一～二十四　同上］ 二十五　「廃棄第一種機器」とは、特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設に属する容器又は管であって、ダクト以外のものをいう。 ［二十六・二十七　同上］ 二十八　「廃棄第二種管」とは、特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設に属する管のうち、ダクトをいう。